

パブコメ意見一覧（WEB 投稿）【伊方】

整理番号	意見全文
1217E1	<p>“可動源からの有毒ガスに対する防護措置の部分について 工場等内における有毒ガスの発生を検出するための装置及び当該装置が有毒ガスの発生を検出した場合において、立会人を防護のために必要な教育訓練を受けた化学物質の管理を行う者とする事、また、可動源となる車両が敷地内にとどまっている間は、可動源とは別の自動車に防護具等の必要な機材を載せて随伴すること、原子炉制御室への連絡は既許可申請に置いて審査した通信連絡設備を使用するとのことだが、すべて人的対策である。そのため、そのみを防護措置とする場合は、原子炉制御室に置いて自動的に警報するための装置を設けた場合に比べ、リスクが高いと考える。予期せぬ事故を防ぐ安全対策としては、人的対策および、技術的対策の両方が必要なため、十分な対策とはいえないのではないだろうか。”</p>
1227E1	<p>四国電力伊方原発3号炉の再稼働に反対します。 新規規制基準は事故が起きないように安全性を高めたものではなく事故が起きた時の対応を今までよりマシにするものでしかないこと、それすら完成していない状態での再稼働を認めていること、周辺住民の避難計画が再稼働審査の審査対象になっていないという人の命を軽視したものであること、原発を動かせば保管場所のない核のゴミを増やすことになること、温水の放出で海水温度を上昇させること、事故が起きなくても放射能を大気に放出させ環境を汚染すること、そして原発を稼働させなくても電気は足りていることから再稼働に反対します。</p>
0110E1	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページの5行目の括弧内の「という。」は「という場合がある。」などと記載したほうがよいと思います。後段の記載(17ページの4行目)において定義した略語による記載がなされていない例があるから。(1ページの8行目の「という。」についても同様。) ・5ページの最下行から上に6行目「保管されている有毒ガス」は「保管されている、有毒ガス」と記載したほうがよいと思います。保管されているのは有毒化学物質であるというのが文意であるならば。(最下行から上に4行目についても同様。) ・7ページの最下行から上に1行目の「予期せぬ有毒ガス」について：この「予期」が「発生の予期」を意味しているのであれば「予期せぬ有毒ガスの発生」と記載したほうがよいと思います。 ・8ページの丸数字1の3行目の「手順と体制を整備する」について：重大事故等防止技術的能力基準1.0項「共通事項」では措置を講じることを「手順書」に定めることを要求しています。審査書案には「手順書」についての言及がなされていませんが、「手順書」の整備方針については審査したのですか？ ・8ページの丸数字2の「判断基準値を下回る」は判断基準値が含まれず、丸数字1の判断基準値を含む「判断基準値以下とする」より保守的な措置であると理解されるところですが、申請書ではこのように書き分けているのですか？ ・9ページの16行目の「着用及び脱着」について：8ページの丸数字4では「着用」のみの記載となっておりますが、申請者は「脱着」についても言及しているのですか？ ・9ページの16行目の「着用及び脱着の指示、操作」について：8ページの丸数字4の「事故対策に必要な各種の指示、操作」とは意味するものが異なっていると思います。 ・10ページの1行目、5行目の「防液堤」と他の箇所(7ページ等)の「防液堤」との違いは、何を意味しているのですか？